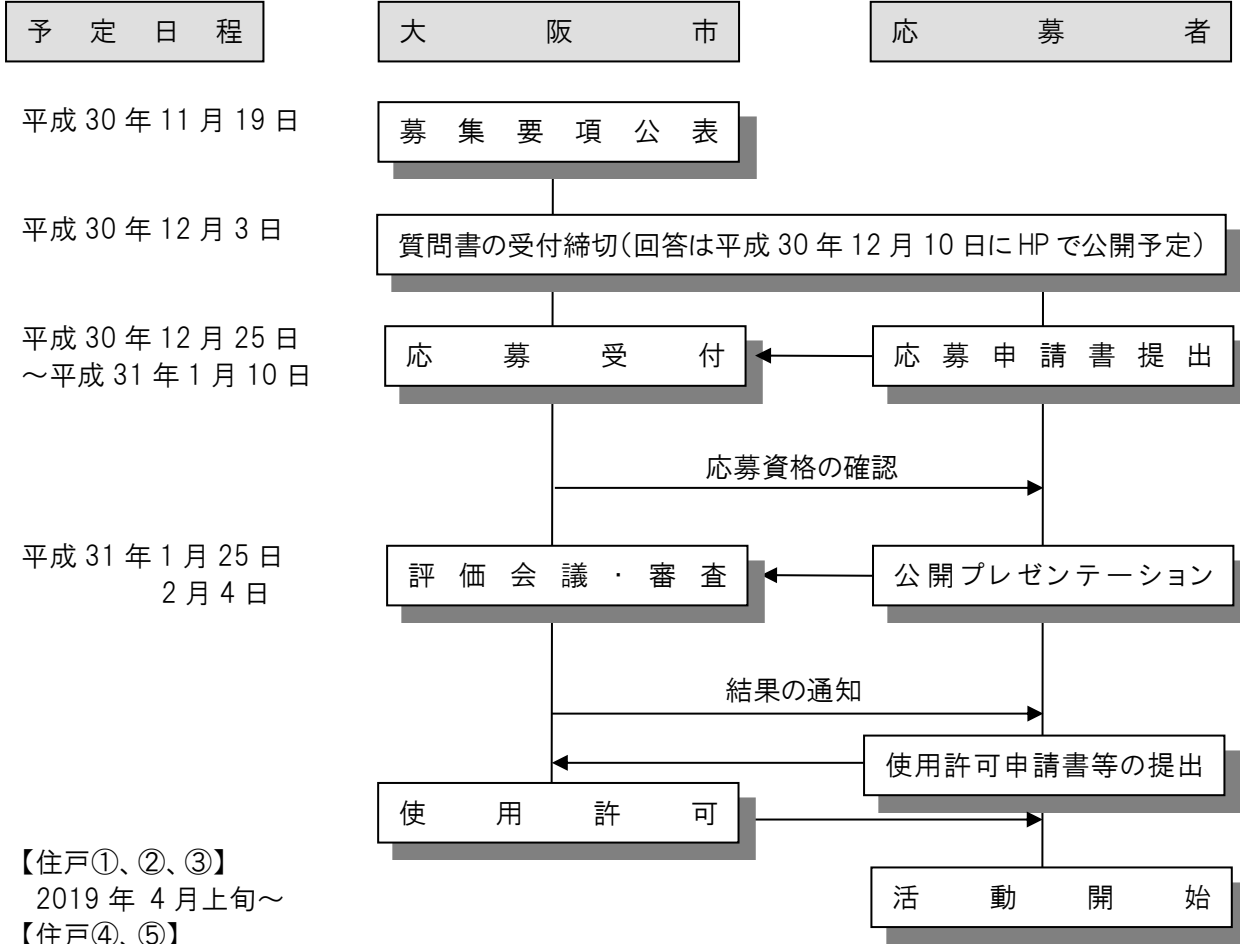


**団体の選定方法と今後のスケジュール**

選定にあたっては、応募団体が活動の提案内容等を公開の場で発表する「公開プレゼンテーション」を行い、提案された活動の内容や実現性・継続性等について、本市が開催する評価会議において各委員が評価したうえで、その評価を踏まえ、本市が団体を選定します。



【住戸①、②、③】  
2019 年 4 月上旬～  
【住戸④、⑤】  
2020 年 1 月上旬～

**お問い合わせ先**

募集の方法・期間などに関する詳しい内容については募集要項をご覧ください。  
(下記ホームページからダウンロードできます。)  
または下記までお問い合わせください。

大阪市都市整備局 住宅部建設課(団地再生) **06-6208-8424**

<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000449211.html>

**大阪市市民活動総合相談窓口**

市民活動や社会貢献活動に関するあらゆる相談や問合せをお受けしております。  
また、地域課題や社会課題をビジネスの手法で解決する CB(コミュニティビジネス)／SB((ソーシャルビジネス)の起業を志す市民の方や、既に活動中の事業者の方からの起業・運営などに関する相談や問合せにも応じ、案件によっては CB 専門相談(税務、労務、経営コンサルティングなど専門家による相談)へおつなぎすることもできます。

開設場所: 特定非営利活動法人 大阪NPOセンター 内  
開設日時: 月～金曜日 9時30分～17時30分  
相談手法: 面談、電話、Fax、メールで受付

詳細は、「大阪市市民活動総合相談窓口」で検索してください。

(平成 30 年 11 月作成)

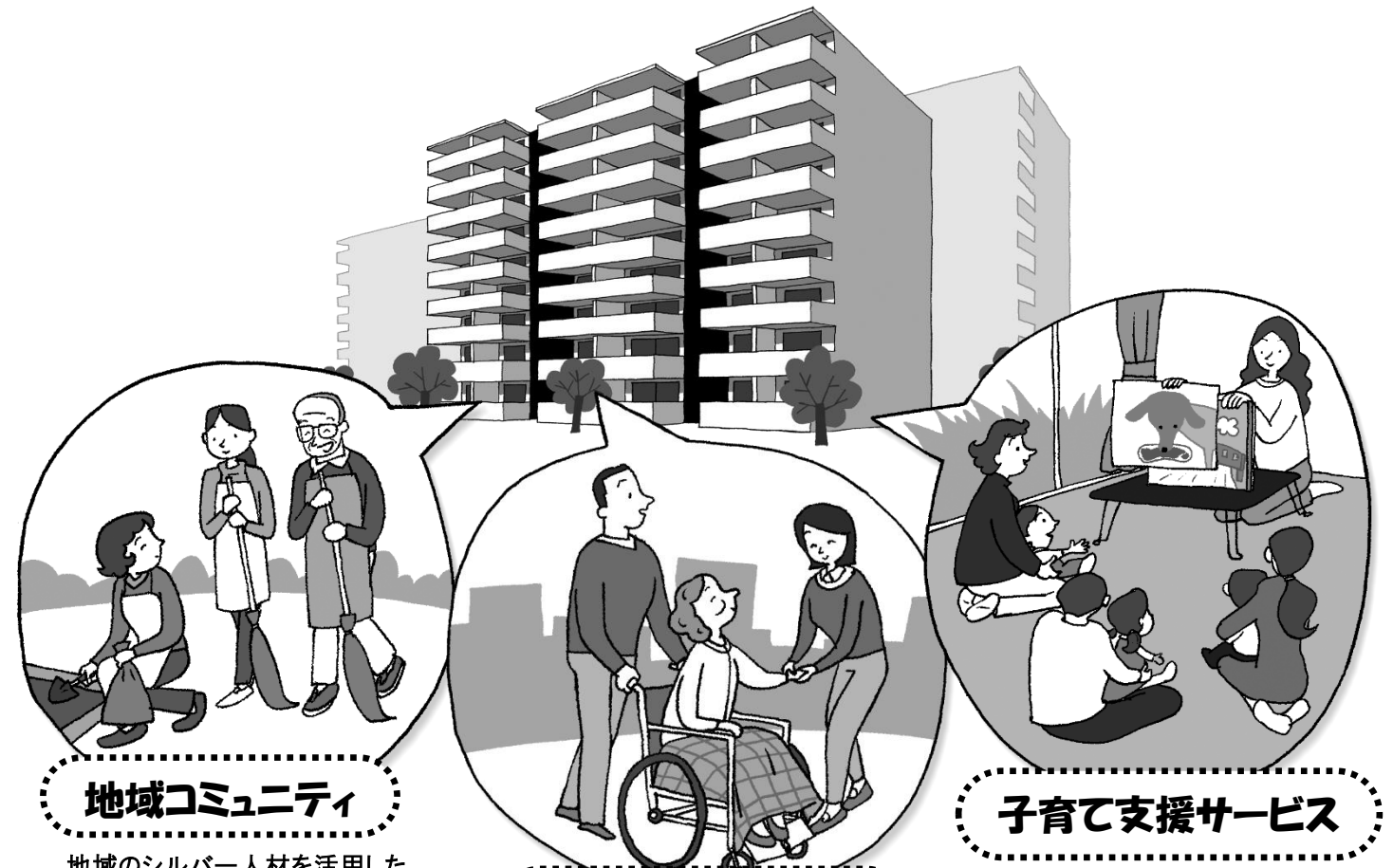
**地域の元気 UP！活動団体を募集！**

**地域コミュニティの活性化に貢献する活動を行う団体を募集します！**

**～市営住宅の1階住戸を活動拠点として提供します～**

大阪市では、団地や地域のみなさんが、安心していきいきと暮らせる魅力ある住宅地づくりを進めるため、市営住宅の1階住戸を拠点として、高齢者支援や子育て支援をはじめとした、地域コミュニティの活性化につながる活動を行うNPO等の団体を募集します。  
地域コミュニティの活性化につながる活動内容を提案していただき、外部委員からなる評価会議において活動内容等について評価したうえで、大阪市が選定した団体に、当該住戸を拠点とした活動を行っていただきます。

**たとえば、こんな活動が考えられます！**



**地域コミュニティ**

地域のシルバー人材を活用した、周辺住民の生活利便性向上のためのサービス提供／花づくり活動などの地域緑化活動 など

**高齢者の生活支援**

介護支援サービス、生活支援サービス／高齢者の寄り合いスペース、交流の場の提供／訪問介護ステーション等のサテライト など

**子育て支援サービス**

子育てサークルの運営、子育て相談／保育サービス／ベビーシッターや家事サービス など

※宗教活動や政治活動は禁止です。  
また、団地住民の迷惑となる活動はできません。

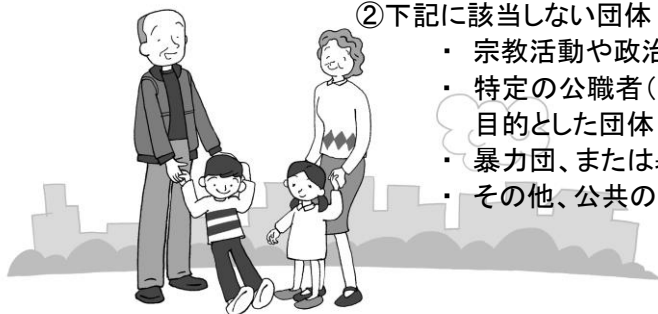
## 住戸の使用条件

項目		条件
使用料等	使用料	・使用料は、住戸の広さ、築年数等により異なります。住戸毎の使用料は右ページをご参照ください。 ・非営利の団体については、表記の使用料の 1/2 とする減額措置が受けられます。
	敷金	なし
経費等	電気・水道・ガス使用料	団体に負担してください。 (ただし、一般住戸の許容範囲を超える場合には、団体による子メーターの設置が必要です。)
	共益費等	団体に負担してください。費用は各住宅の市営住宅自治会ルールによります。
	改装	室内の改装及び共用部分での工作物設置等が必要な場合は、市の事前承認を得た上で団体の負担で行ってください。また、返還時には、原状回復してください。
その他	管理	住戸は活動団体が責任をもって管理してください。
	期間	最長 4 年間使用可能。(ただし、1 年毎の更新手続きが必要です。また、4 年経過後に当該住戸が再度プロポーザル募集の対象となった場合において、引き続き住戸の使用を希望するときは、改めて応募していただき、審査を受ける必要があります。) なお、市営住宅の建替等のために必要がある場合は、期間の途中であっても使用の許可を取り消す場合があります。
	駐車場	申込み時点で空きがある場合は、有料で利用可能です。(別途駐車場契約が必要です。)
	ごみ・廃棄物	関係法令等に基づき、適切に処理してください。
	自治活動への参加	団地の清掃やお祭りなど、団地の自治活動に参加してください。
	用途	住居としての利用は認められません。

## 応募者の資格

団地を含む地域全体のコミュニティの活性化につながる活動を行い、以下の①②全ての条件を満たしている団体(個人での応募は不可)とします。なお、現在活動中の団体も応募が可能です。

- ①団体の設立趣意書及び定款、もしくはこれに代わるもの(規約、会則等)を有する以下のいずれかの団体で、団体の活動実績が設立から1年以上であり、新設、移転、増設等により活動拠点を必要とする団体
- ・ 特定非営利活動法人(NPO 法人)、または、応募申込み時点で NPO 法人格の取得を予定(申請済み)している団体
  - ・ 地域住民等で組織されている任意の非営利団体(趣味のグループ、サークルは除く。)
  - ・ 税法上の公益法人等(公益的事業費が全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの)
  - ・ 上記以外の普通法人等
- ②下記に該当しない団体
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
  - ・ 特定の公職者(候補者を含む。)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体
  - ・ 暴力団、または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体
  - ・ その他、公共の福祉に反する活動を行っている団体

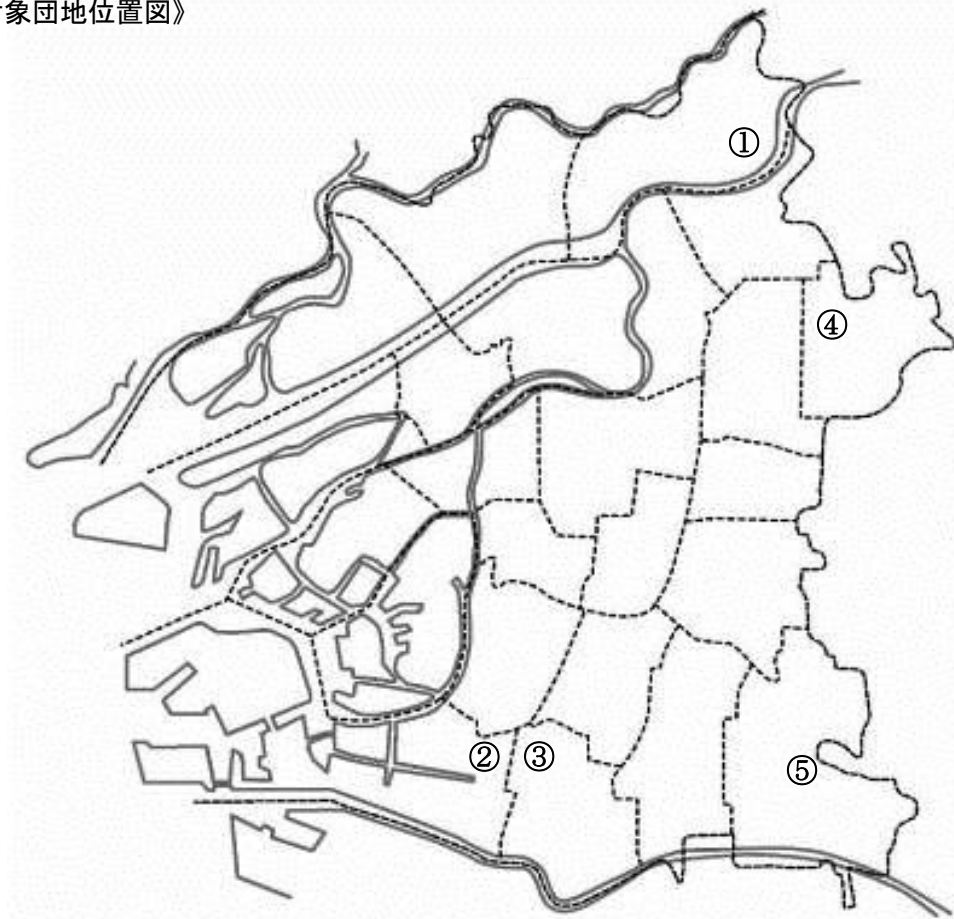


## 対象団地

団地名	① 北大桐住宅	② 東加賀屋住宅	③ 住吉住宅
住所	東淀川区大桐 5 丁目	住之江区東加賀屋 1 丁目	住吉区帝塚山東 5 丁目
号棟 室番号	3 号棟 113 号室	1 号棟 108 号室	11 号棟 105 号室
住戸専有面積	58.96 m <sup>2</sup>	46.80 m <sup>2</sup>	51.73 m <sup>2</sup>
間取り	3DK	3DK	2DK
使用料 <sup>※2</sup>	65,400 円/月	48,100 円/月	53,300 円/月
駐車場 <sup>※1</sup> (H30.11時点)	空きあり (12,600 円/月) 他、一時預かり駐車場あり	空きあり (12,600 円/月) 他、一時預かり駐車場あり	空きあり (12,600 円/月) 他、一時預かり駐車場あり
団地名	④ 鶴見住宅	⑤ 喜連北池住宅	
住所	鶴見区鶴見 1 丁目	平野区喜連東 1 丁目	
号棟 室番号	6 号棟 101 号室	10 号棟 102 号室	
住戸専有面積	40.39 m <sup>2</sup>	36.50 m <sup>2</sup>	
間取り	3K	2K	
使用料 <sup>※2</sup>	35,600 円/月	21,000 円/月	
駐車場 <sup>※1</sup> (H30.11時点)	空きあり (12,600 円/月) 他、一時預かり駐車場あり	空きあり (12,600 円/月) 他、一時預かり駐車場あり	

- ※1 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。  
 ※2 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。  
 また、非営利の団体については、表記の使用料の 1/2 とする減額措置が受けられます。  
 その他詳細は募集要項をご覧ください。

《対象団地位置図》



※④⑤の住戸では、現在、平成 26 年度に選定された団体が活動中で、ともに 2019 年 12 月末をもって、4 年間の使用期間の終了を迎えることから、今回改めて募集するものです。